

枚方市監査委員告示第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 4 年（2022 年）6 月 30 日

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	分 林 義 一
同	西 田 政 充
同	上 野 尚 子

1. 監査の対象

(1) 対象部課

学校教育部 教育支援室学校支援課
教育支援室児童生徒支援課
教育支援室放課後子ども課
学校教育室教職員課
学校教育室教育研修課
学校教育室教育指導課

(2) 対象事務

令和3年度（2021年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

令和4年（2022年）4月1日（金）から令和4年（2022年）6月29日（水）まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[学校支援課]

○学事情報システムに関する事務について

学校支援課では、小学校及び中学校への就学に関すること、奨学金・就学援助に関すること、児童・生徒の保健に関すること、学校管理下における災害共済給付制度に関すること等を所管している。

これらの事務執行においては、児童・生徒約30,000人の個人情報取り扱い、学事情報システムにより一元的に管理されている。就学に関する事務では、市民室と情報連携しているDV等支援措置以外に、住所を動かさない等の事情がある児童・生徒に対して職権転入等の対応を行っており、特に取扱いに配慮が必要となっている。

今後も、引き続き児童・生徒の個人情報の取扱いに留意するとともに、国の標準化仕様へのシステム更新に向けて、適正に事務を執行するよう要望する。

[児童生徒支援課]

○支援教育の充実について

児童生徒支援課では、医療的ケアの必要な児童・生徒が安心して学校生活を送ること

ができるよう、医療的ケア児が在籍する小中学校に学校看護師を配置している。人工呼吸器の管理が必要な場合等には複数の学校看護師を配置するなど、状況に応じた支援に取り組んでいるが、一部の学校において、休憩が十分に取得されず、休憩時間は時間外勤務として処理されており、人事通知書（任用通知書）に明示された勤務条件とは異なる状況が続いている事例があった。

今後は、学校看護師の健康に配慮し、条例に定められている休憩時間が取得されるよう、適切な人員配置に努めるよう要望する。

○総合的教育力活性化事業に係る事務手続について

児童生徒支援課では、子どもたちに豊かな体験を積ませる事業などを行う総合的教育力活性化事業を各地域教育協議会に委託して実施している。

令和元年度定期監査において、支払方法の見直しや各地域協議会から事業終了後に提出される収支決算書や領収書等の写しの確認を十分に行うよう要望したが、今回の監査においても、支払方法の改善は図られているものの、委託料の適切な執行を裏付ける領収書等の写しの確認には依然として不十分な点が見受けられた。

今後、委託事業に係る収支決算書等の確認を徹底し、適切な事務執行に努めるよう要望する。

[放課後子ども課]

○総合型放課後事業（放課後キッズクラブ）について

放課後子ども課では、全ての児童を対象とした居場所づくりと、増加する就学後の保育ニーズに対応するため、令和5年度から、留守家庭児童会室・放課後自習教室・放課後子ども教室・枚方子どもいきいき広場事業の4つが揃った総合型放課後事業（放課後キッズクラブ）の本格的な実施を予定しており、令和3年4月には放課後子ども教室を市内4小学校で試行実施している。

枚方子どもいきいき広場事業に係る補助金は、年間実施予定回数を基に支払われ、年度末に実績報告書の提出を受けて精算されているが、実施団体募集要項に沿った補助金の交付となっていなかった。

今後は、同要項と整合性を図った上で、適正に運用するよう要望する。

なお、総合型放課後事業（放課後キッズクラブ）の本格実施に当たっては、全ての児童が不安なく各事業を選択・参加できるよう、現在進めている試行内容を十分検証した上で取り組むよう要望する。

[教職員課]

○業務改善推進校による意識改革や業務改善の取組について

教職員課では、教職員のこれまでの働き方を見直し、子どもたちに対して効果的で充実した教育活動ができるよう、市独自で業務改善推進校を指定し、職員室の職場環境や会議のあり方など、自校の課題を明確にした上で、業務改善を実践するという取組を進

めている。様々なテーマにおいて、効果が着実に上がっていることから、今後は、その取組内容と効果を全校で共有し、教職員が健康的で安心して働ける環境づくりを一層推進するよう要望する。

[教育研修課]

○学校における情報化の推進に関する事務について

本市では、GIGAスクール構想に基づき、全児童・生徒に1人1台のタブレット端末を配備し、各学校がタブレット端末を円滑に活用できるよう、ICT環境整備や維持管理等を行っている。

今後も、情報教育推進ワーキングチーム等を活用しながら、教職員へのサポート体制の充実やセキュリティ面の強化など、ICT教育の推進に向けた取組を行うよう要望する。

○教育文化センター等に関する事務処理について

教育研修課では、教育文化センターの利用希望者へのID番号の付与や、使用料の徴収金管理などを行っている。

同センターの利用希望者から使用者ID番号付与申込書が提出された場合、活動内容等の確認を行った上でID番号を付与することとなっているが、申込書の記載誤りに気付かずID番号証を発行していた。

今後は、窓口での内容確認を十分に行い、適切な事務執行に努めるよう要望する。

また、現金有高表による施設使用料の管理事務では、当日の有高が反映されていない事例、理科薬品の廃棄事務では、学校への周知が不十分なため回収の必要がない薬品回収が行われていた事例、備品管理事務では、備品シールの貼付漏れや廃棄状況の把握漏れの事例があった。

これまでの定期監査等で行った意見要望に対し、改善されている事項もあるが、いまだ十分ではないところも見られた。今回明らかになった不適切な事務については、それぞれの事務の流れを再確認し、マニュアルや事務体制を整え、確実に処理するよう要望する。

[教育指導課]

特に指摘すべき事項はなかった。